

名古屋高等裁判所金沢支部 令和●●年(〇〇)第●●号 納税告知処分等取消請求上告提起事件
国側当事者・国(福井税務署長)

令和元年9月24日却下・確定

(控訴審・名古屋高等裁判所金沢支部、平成●●年(〇〇)第●●号、令和元年7月3日判決、本資料269号-67・順号13290)

(第一審・福井地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成30年11月28日判決、本資料268号-109・順号13214)

令和●●年(〇〇)第●●号 納税告知処分等取消請求上告提起事件

(原審・名古屋高等裁判所金沢支部平成●●年(〇〇)第●●号)

決 定

上告人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
被上告人	国
同代表者法務大臣	河井 克行
処分行政庁	福井税務署長 武田 克則

主 文

- 1 本件上告を却下する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

理 由

- 1 本件記録によれば、上告人が令和元年7月26日に上告提起通知書の送達を受けたこと、上告人は前記上告通知書の送達を受けた日から法定の期間内に上告理由書を提出すべきであるにもかかわらず、同期間内に上告理由書を提出していないことが明らかである。
- 2 よって、民事訴訟法316条1項2号前段により本件上告を却下することとして、主文のとおり決定する。

令和元年9月24日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判長裁判官 田中 寿生

裁判官 橋本 修

裁判官 峯金 容子